

「孤独死」問題において、 救うべきものは何か？

日本が直面している社会課題を解決するためにビッグデータの活用を提案する野村総合研究所ICT・メディア産業コンサルティング部の鈴木良介主任コンサルタント。弊誌では、毎回違うテーマで「社会課題を解決するビッグデータの活用」を鈴木氏に提案してもらおう。第2回のテーマは「孤独死」である。

文: 鈴木良介

bigdata@nri.co.jp

株式会社野村総合研究所 ICT・
メディア産業コンサルティング部
主任コンサルタント

① 増大する「孤独死」

孤独死は「死後、発見までに数日が経過した死」であり、「孤立死」「無縁死」とも呼ばれる。孤独死に関する全国的な公的統計は無いものの、2011年にはニッセイ基礎研究所により65歳以上の高齢孤独死は「年間約16,000人」（同社は孤立死と呼び、「死後4日以上」の中位値）という推計が発表され、規模の大きさへの認識が新たとなった。

また、孤独死は高齢者固有の問題ではなく、働き盛り世代にも見られる。都市再生機構の統計によれば、2008年に同機構が運営する賃貸住宅で誰にも看取られずに死亡した者のうち、65歳未満の割合は全体の3割を占める。

「死後、発見までに一定期間を要すること」が孤独死の成立条件であるため、近年の単身世帯の増加は孤独死増加の一因となっている。例えば、2010年時点での単身高齢者は470万人に至り、全高齢者の2割に相当する。

孤独死を、解決すべき社会課題として捉える理由は3点ある。

第一には、早く発見されていれば助かったと期待されるためである。

第二には、死者の尊厳の観点による。死後の日数が経過すると、遺体は腐乱したり、大量の虫がたかたり、液状化するなど、「眠っているようなご遺体」とは言い難い状態となる。同じ、突然死をするにせよ、そのような状態になることは望まれない。

第三には、不動産の汚損により家主や近隣住民に迷惑・損害を与えるためだ。死後の日数が経過した遺体により汚損された部屋は、特別な清掃を要したり、異臭にひるんだ近隣住民が退去してしまう。また、次の借り手がつかなくなったり、賃料の値引きを要する場合もある。2009年には、孤独死後に遺族に対して800万円を請求するトラブルも発生している。

② 金の出し手が不明瞭な、 現状の「見守りサービス」

孤独死対策は、官民により用意されている広義の「見守りサービス」に含まれる。行政機関による対応としては、「一人暮らし高齢者の孤立死」への施策を、厚生労働省、経済産業省、内閣府等が進めている。また、住民サービスを担う自治体により見守りサービスは提供されている。自治体の中には、水道検針事業者と連携し、利用水量が極端に多いなどの異常を検知

した際には通報するといった協定を結ぶ事例もある。また、ヤクルトなどの民間事業者と協定を結び、定期的な状況把握を目指す事例もある。

見守りサービスを営利事業として行う事例も多く、家電や電気・ガスの利用状況に基づく異常検知と通報、宅内の見守りに特化したセンサや緊急通報スイッチ提供などが相当し、機械警備事業者、通信事業者などが提供している。

しかしながら、孤独死の報は後を絶たない。また、民間が提供する見守りサービスの利用者は限定的だ。この背景には、本来「見守られるべき側」である高齢者などにおける危機感と原資の欠如があると考えられる。

働き盛りの世代においては「まさか自分が」という思いがあり、当然にして危機感は乏しい。単身高齢者においても金に困らず、目下の体調も良く、好んで一人暮らしをする高齢者も多く、危機感は必ずしも高くはない。危機感が乏しければ、財布の紐は固い。

また、単身高齢者の子の世代は子育てで物入りな時期であり、親から「年寄り扱いするな」の一声さえ聞ければ、見守りサービスに費やしうる月額数千円を自